

Zero Carbon Yokohama ロゴマーク使用に関する基本原則

全部改正 令和5年3月28日

最近改正 令和6年4月1日

「Zero Carbon Yokohama ロゴマーク使用に関する基本原則」（令和元年11月29日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基本原則は、Zero Carbon Yokohama ロゴマーク（以下、単に「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる者）

第2条 ロゴマークは、Zero Carbon Yokohama への賛同者であることを証する目的と認められる範囲内で、横浜市、事業者等（以下「使用者」という。）が使用することができる。使用の際は、使用者は、この基本原則を遵守するものとし、使用の都度、事前にロゴマーク使用確認書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用してはならないものとする。

- (1) 営利目的（寄付金の募集など含む）のとき
- (2) 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的のとき
- (3) 法令及び公序良俗に反する目的、横浜市の信用または品位を害する目的、第三者の利益を害する目的及び反社会的であると認められる目的のとき
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的な使用の目的のとき
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援または公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき
- (6) その他、不相当であると横浜市が認めるとき

（使用上の遵守事項）

第3条 ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。

（所管）

第4条 ロゴマークの使用管理及びこの基本原則に関する事務は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課が所管する。

附 則（令和5年3月28日本部長決済）

この基本原則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則（令和6年4月1日本部長決済）

この基本原則は、令和6年4月1日から施行する。